

# 社会福祉法人万葉閣役員報酬規程

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人万葉閣の理事長・常務理事・評議員・理事・監事の報酬を定めることを目的とする。

### (報酬の支払)

第2条 この規程に基づく報酬は、現金または金融機関振込で支払わなければならない。

2 法令に定められているものは、支払いのときに控除する。

3 報酬の支払いに際しては、支払内訳を表示する。

4 報酬は、計算期間を毎月1日からその月の末日までの分を毎月25日(休日に当たるときはその前日)に支払うものとする。

## 第2章 報 酬

### (報 酬)

第3条 報酬は、社会福祉法人万葉閣の社会福祉事業の公明かつ適正な運営と責任に対する報酬である。

2 ただし、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にあることのみによっては支給しない。

3 評議員の報酬は、定款第8条にもとづき支給することができる。

4 理事及び監事の報酬は、定款第21条にもとづき支給することができる。

### (報酬額)

第3条を勘案して適切な報酬額とする。

2 報酬額は、別表のとおりとする。

### 附 則

この規程は、平成14年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。ただし、施行日以降に就任する理事長、常務理事の報酬額は、平成29年7月1日から適用する。

### (別 表)

区 分	報 酬 額	備 考
理事長	月額 200,000 円	評議員・理事・監事の報酬は、役員会等の出席時に支給することができる。
常務理事	月額 100,000 円	
評議員・理事・監事	5,000 円	